資料　９

増設事業について

平成22年5月24日

日本環境安全事業株式会社

Ⅰ．検討の経緯

平成19年10月　北海道事業部会報告書取りまとめ
平成20年 ３月　増設事業（設計業務）開始
（平成20年５月　北海道事業操業開始）
平成21年 ４月　増設事業の凍結をJESCOから室蘭市に伝達
（平成21年８月　「北海道PCB廃棄物処理事業拡大要請に係る受入条件について」（環境省・室蘭市））
平成22年５月　北海道事業部会報告書取りまとめ
平成22年５月　増設事業の実施について、環境省及びJESCOから室蘭市に要請

Ⅱ．処理方式の選定

- 学識経験者等の助言を受け、考え方を整理
  （PCB廃棄物処理事業検討委員会北海道事業部会報告）
- 発注は公募による技術提案方式
- 提案された技術について審査・選定

Ⅲ. 増設する処理施設に係る諸条件

1. 処理対象物
2. 処理能力
3. 立地条件及び地理条件
4. PCB汚染物等の処理システムの考え方
5. PCB汚染物等の処理システムに係る実績
6. 増設する処理施設の満足すべき条件
7. トータル処理システムを支える体制

【PCB廃棄物処理事業検討委員会北海道事業部会報告
第3章より】

1. 処理対象物

処理対象物

北海道事業対象区域1道15県の区域内に存する「PCB汚染物等」（安定器、小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、汚泥等）

処理対象物量

処理対象物のうち、廃棄物処理法に基づく環境大臣による無害化処理認定制度の進展等に留意しつつ、今後、当該施設での処理が確実に見込まれるものの重量を処理対象物量（合計1,916トン）として算定

処理対象物量

（単位：トン）

PCB汚染物等種類（PCB含有率：wt%）	処理対象量の算定対象廃棄物			合計	参考・その他の廃棄物	
	小型電気機器(44)	安定器(2.3)	感圧複写紙(2.7)		ウエス(0.8)	汚泥(0.022)
重量	157	1,688	71	1,916	若干量	若干量
PCB量	69	39	1.9	110	微少	微少

（注）
・前回の処理対象物量は、上記5品目を対象とし4,536トンとした。
・PCB含有率は各種調査結果から代表的と考えられるデータを記載した。
・汚泥のほとんどはPCB濃度が低く、性状も土砂に近いと考えられる。
・ウエスについては比較的量が少なく、多くはわずかに油が付着している程度のものと考えられる。

2. 処理能力

- 処理対象物量： 1,916トン（PCB汚染物等重量）
- 処理期間： 約2年間

＜施設の処理能力＞

- 6トン／日以上（PCB汚染物である安定器処理重量）
  （前回8トン／日以上（同上））
- 安定稼働を確保するため複数系列での処理を検討

3. 立地場所

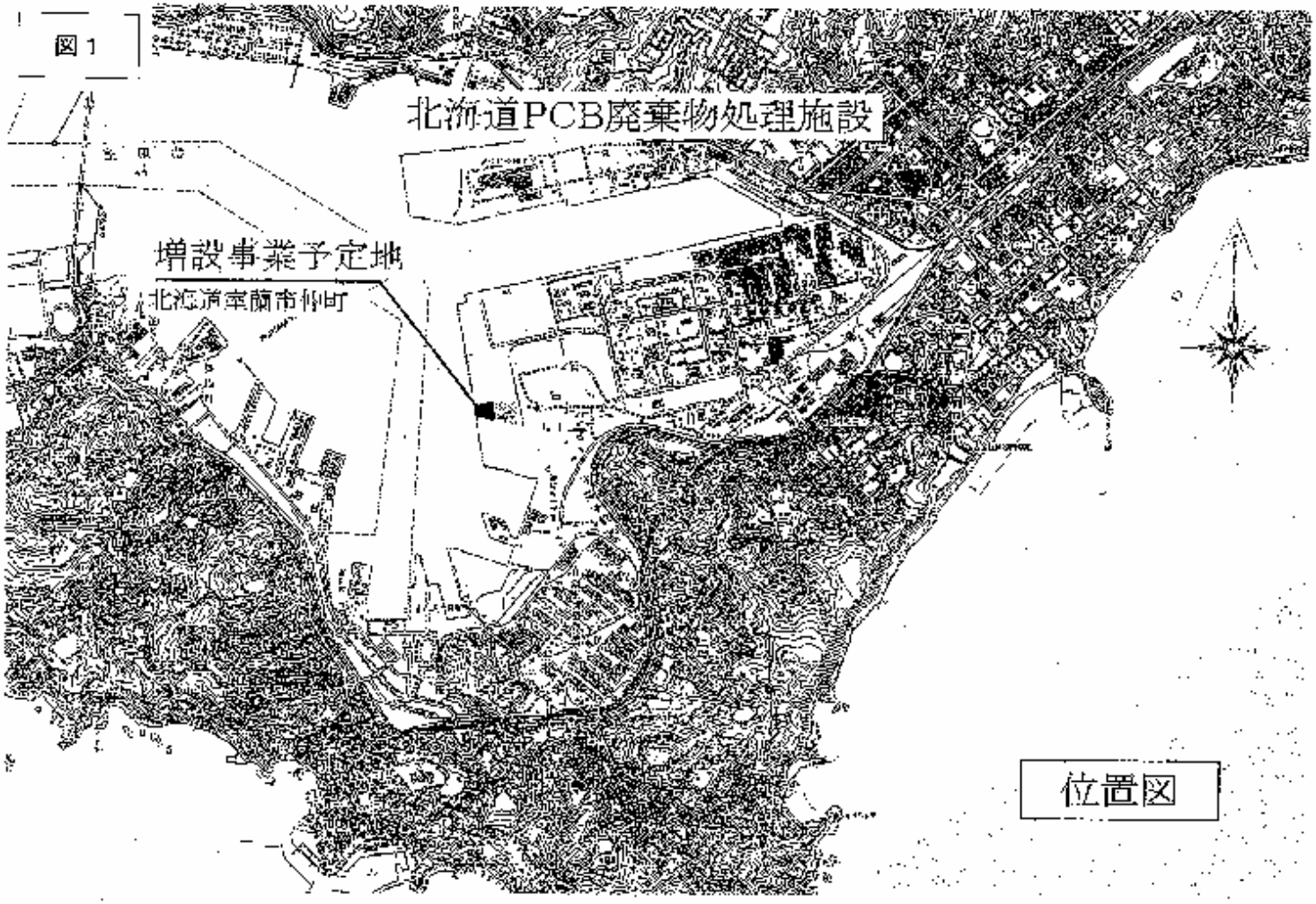

4. 増設する処理施設の満足すべき条件

- 安定した処理能力の維持
- リスク管理に基づく安全対策の充実
- 作業従事者の安全衛生管理の充実
- 先行事業の知見を活かした施設設計
  （北九州第2期プラズマ分解溶融設備の経験活用）
- 環境負荷の極小化
- 多様なPCB汚染物等の処理に対応できる施設
- 気候条件を踏まえた処理施設
- 処理工程からの排水、排気
- 処理済物や処理残渣のリサイクル
- 室蘭市及びその近郊のPCB廃棄物の先行処理

北九州第2期プラズマ分解溶融設備の経験活用

- リスク管理の内容を充実させ、安全性の向上に配慮すること
- 安定した処理能力を維持するため、設備の材質、維持管理等に配慮すること
- 緊急時の対応として、施設・設備の設計を熟知した技術者により、迅速に対応ができる現地の体制を整備すること
- 個々の設備（投入設備、主要設備、排出設備など）およびそれらの連携によるシステムを通して安全性・処理性能の向上に資する知見を活かすこと

5. トータル処理システムを支える体制（責任・運営体制）

- 事業の進展の段階に応じて、優れたトータル処理システムを実現するための体制の整備

- ハード面、ソフト面を含めた総体として、環境・安全に関する高い性能が確保できるようにするため、事業全体の期間を通じてしっかりした責任体制、チェック体制を整備

- 万一、事故等が発生した場合に備えて、速やかなバックアップ体制がとられ、技術保有企業の迅速な対応を可能にする

- これまでの事業の経験、北海道事業の地域条件も踏まえて、以下のような総合エンジニアリング企業による責任体制を確保

総合エンジニアリング企業による責任体制の確保

①設計・施工

・総合エンジニアリング企業が設計・施工業務全体を管理

・運転指導の内容充実

②運転管理を行う者との密接な連携

・廃棄物処理施設の設計・施工運転管理の実績

・当初施設との連携

③緊急時対応

・緊急時に設計を熟知した技術者により迅速な対応ができる現地の体制の整備

６．今後の対応における重要事項

○室蘭市及び北海道の受入条件及び平成21年8月の「北海道PCB廃棄物処理事業拡大要請に係る受入条件について」に即した対応

○室蘭市及び北海道とJESCOの環境保全協定の遵守

○北海道PCB処理事業監視円卓会議などを通じた地域住民、関係者の理解

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会北海道事業部会等の専門的助言

○収集運搬における安全性確保

○環境産業集積基盤強化のための取組